

## 企業所得税法実施細則が公布される！！

### 一部の内容は別途定めるとされまだ不明な点も

中華人民共和国企業所得税法実施条例が12月11日に公表されました。(公布日は2007年12月6日)

先に公布された中華人民共和国企業所得税法で不明確であった、課税所得金額の計算方法や各種優遇政策の内容、外国投資者に対する配当金課税、移転価格調査の際に企業が提出すべき関連資料の内容が明確にされる一方、ハイテク企業の定義や優遇政策が継続される特別区の具体的な特定がされていないなど、以前不明な点も残されています。

以下、実施細則の主なポイントをご紹介します。

#### 1. 損金算入項目のポイント

- (1) 従業員福利支出: 従業員給与報酬総額の14%まで損金算入
- (2) 労働組合費支出: 従業員給与報酬総額の2%まで損金算入
- (3) 従業員教育研修費支出: 従業員給与報酬総額の2.5%まで損金算入
- (4) 接待交際費支出: 実際に支払った金額の60%、かつ、当期売上高の5/1000まで損金算入
- (5) 広告宣伝費支出: 売上高の15%まで損金算入。なお、損金算入限度超過額は翌年度以降繰越可能。
- (6) 公益性寄付金支出: 会計上の当期総利益総額の12%までを損金算入

#### 2. 資産関連項目のポイント

##### (1) 固定資産関連

- ① 固定資産の定義: 使用年数が12ヶ月以上の建物、構築物、機器、機械、運搬具及びその他の生産経営に関する設備、器具、工具等。
- ② 残存価額: 見積残存価額を合理的に確定し、確定後、変更してはならない。
- ③ 耐用年数: 建物・構築物は20年。汽車、機械、機器その他の生産設備は10年。生産経営活動に関連する器具・工具・家具は5年。飛行機、汽車、汽船以外の運搬用具は4年。電子設備は3年。
- ④ 改造支出: 既に減価償却が終了した固定資産の改造支出は、固定資産の予定使用年限で均等償却。リースを受けた固定資産の改造支出は、約定の賃貸借期間の残存期間で均等償却。

##### (2) 長期前払い費用

- ① 長期前払費用として処理する固定資産の大規模修理(取得価額の50%以上の修理支出若しくは使用年限を2年以上延長する修理支出)は、使用可能年限をもって均等償却。
- ② その他長期前払費用は費用発生月の翌月から每期均等償却し、償却期間は3年以上。
- (3) 営業権(のれん)費用化: 企業全体の譲渡又は清算時に損金算入

#### 3. 優遇税制

- (1) 配当金課税: 外国投資者が受け取る配当金に対する税率は10%
- (2) 小規模薄利企業: 小規模薄利企業の定義は以下の通り。(小規模薄利企業の税率は20%)
  - ① 生産型企業 年度課税所得30万元未満、従業員数100人未満、資産総額3000万元未満。

② 非生産型企业 年度課税所得 30 万元未満、従業員数 80 人未満、資産総額 1000 万元未満。

### (3) ハイテク企業

ハイテク企業に認定された企業の適用税率は15%であるが、ハイテク企業の認定に関する詳細は後日国務院より公布。

### (4) 環境保護・省エネ等の所得

環境保護、省エネ・節水プロジェクトにより取得した所得は、初めて生産経営収入を計上した納税年度から起算し第1年～第3年までは企業所得税免税、第4年から第6年は企業所得税半減。

### (5) 技術譲渡による所得

居住者企業が技術譲渡に係る所得のうち 500 万元までは免税、500 万元超の部分は半減。

### (6) 研究開発費の追加費用控除

新技術、新製品、新手法の開発に係る研究開発費について、当期費用処理しているものは、実額を全額損金算入の上、研究開発費の50%相当額を上乗せして損金算入。無形資産として計上したものは無形資産の取得原価を150%で計算し、償却をすることが出来る。

### (7) 障害者雇用追加控除

障害者職員の給与支給額の200%を損金算入できる。

### (8) 耐用年数の短縮、加速度償却を採用することができる固定資産

技術の進展により、製品のモデルチェンジが早い固定資産や常に、強振動、高腐蝕状態に置かれる固定資産。

耐用年数の短縮は、邦手耐用年数の60%までが限度。

加速度償却は、未償却残高定率倍額法又は年数総和法のいずれか。

### (9) 環境保護、省エネ等設備の税額控除

各種設備企業所得税優遇目録に定める専用設備を購入しかつ使用に供した場合、設備投資額の100%を企業の当期納付税額から控除することが可能であり、控除未済額は翌年以後5年間繰り越し可能。優遇目録は後日国務院が別途定め公布される。

## 4. 移転価格税制の関連資料

移転価格税制調査の際に企業が提出すべき資料は以下のものを含む。

- (1) 関連者間取引に関する価格、費用の算定基準、計算方法と説明等の関連資料
- (2) 関連者間取引に関わる資産、資産使用权、労務、資金等の再販売価格又は最終販売価格等に関する資料。
- (3) 調査先企業と生産経営内容や方式が類似する企業が提供すべき被調査企業と比較可能な製品の価額、価格算定方式及び利益水準等に関する資料。

## 5. 予定納税

予定納税は月ごと又は四半期毎に行う。具体的な内容は税務機関が別途規定する。予定納税は原則として実質利益額に基づき行い、実質利益額による予定納税が困難な場合には前年度納税額を基に按分する方法、その他税務機関が認定する方法で計算する。

## 6. まとめ

課税所得計算の取扱いはある程度明確になったものの、肝心のハイテク企業の認定条件や、地域優遇税制の具体的な地域、環境保護設備等の目録等は以前明確にされていません。

また、固定資産の残存価額の設定が合理的な見積りとされ、改造支出や大規模修理の長期前払費用の償却期間は使用可能年限とされており、会社側の見積もりがすんなり税務局に認められるかという不安が残ります。更に詳細な取扱いを規定した通知が公表されるまでは、税務行政の混乱が予想されます。

(完)